

軽油引取税の課税免除措置 に係る説明資料

平成27年2月20日（金）

総務省自治税務局都道府県税課

軽油引取税の課税免除措置等(案)(平成27年度税制改正)

○ 適用額が僅少又は燃料の代替が可能なものを廃止し、その他については、国民生活や対象事業者の影響、円安による燃料価格高騰の動向等を勘案し、3年延長。

【廃止】

・海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業(改正影響額:43.5百万円)

◇ 適用期限：平成30年3月31日まで(免税額は、平成27年度税制改正時における各省庁の調査結果による。)

分類	免税軽油使用者	免税用途	免税額 (百万円)
公用・公共用	自衛隊	艦船の動力源	13,512
		通信機械等の電源	432
	海上保安庁	船舶の動力源	1,408
	警察	船舶の動力源	117
	消防庁及び地方公共団体	船舶の動力源	32
交通	船舶	連絡船等の船舶の動力源	5,098
	鉄道事業・軌道事業	鉄軌道用車両の動力源の用途	7,449
農林漁業用	農業	農業用機械の動力源	10,560
	林業	林業用機械の動力源	1,623
	漁業	漁業用船舶の動力源	11,568

分類	免税軽油使用者	免税用途	免税額 (百万円)
その他産業	セメント製造業	積卸し等機械の動力源	577
	生コンクリート製造業	積卸し等機械の動力源	26
	電気供給業	助燃、発電装置等機械の動力源	7,452
	地熱資源製造業	掘削等機械の動力源	39
	鉱物掘採業	掘採等機械の動力源	13,412
	とび・土工事業	くい打ち、掘削等機械の動力源	2,076
	鉱さいバラス製造業	破碎、集積等機械の動力源	555
	港湾運送業	積卸し等機械の動力源	2,470
	倉庫業	積卸し等機械の動力源	260
	鉄道貨物利用運送事業	積込み等機械の動力源	24
	航空運送サービス業	乗降、積卸し等機械の動力源	468
	廃棄物処理事業	積込み等機械の動力源	363
	木材加工業	積卸し等機械の動力源	987
	木材市場業	積卸し等機械の動力源	241
	たい肥製造業	積卸し、運搬等機械の動力源	204
	索道事業	スキー場の圧雪機、降雪機の動力源	479

○ 「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」に基づく豪軍船舶への免税軽油譲渡に係る自衛隊に対するみならず課税の適用を除外。